

函 子 子

令和6年（2024年）3月27日

民生常任委員会委員 様

子ども未来部長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

「市が管理する準公金の紛失について」

（子ども未来部子育て支援課）

## 市が管理する準公金の紛失について

### 1 事案の概要

函館市福祉事務所（子育て支援課）に事務局を置き、事務局において準公金として管理する関係団体の2つの口座のキャッシュカードが紛失し、口座から現金が引き出されていることが判明した。

### 2 経緯

- ・令和6年3月7日（木）

事務局員複数人において、通帳およびキャッシュカードがあることを確認した。

- ・令和6年3月25日（月）16時30分頃

事務局員が関係団体の活動費を支出しようとした際、2つの口座のキャッシュカードが紛失していることが判明した。

- ・令和6年3月26日（火）9時頃

2通帳の記帳をした結果、口座から3月8日（金）以降、複数回にわたり、現金が引き出されていることが判明した。

金融機関に対し、キャッシュカードの使用停止の手続きを行うとともに内部調査を開始した。

### 3 被害額

341,770円（そのうち770円は利用手数料と思われる。）

### 4 原因

当該事務を適正に執行するため、事務処理要領において口座の届出印や通帳のほか、これらを保管する金庫などの管理について、管理者や管理方法を定めているが、適切な管理がなされていなかった。

### 5 今後の対応

令和6年3月26日（火）に内部調査を開始したが、キャッシュカード紛失および現金の引き出しの経緯は不明であることから、本日、令和6年3月27日（水）に警察への当該被害に係る手続きを進めている。